

第4回総務産業建設常任委員会

令和6年9月13日（金）本会議休憩中

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

(1) 議第88号 損害賠償の額を定めることについて（追認）

出席委員（7名）

委員長 田 中 喜 登
委 員 下 平 裕次郎
委 員 加 藤 久 人
委 員 今 井 政 良

副委員長 田 口 琢 弥
委 員 桂 川 いずみ
委 員 尾 里 集 務

欠席委員（なし）

委員外議員

議 長 中 島 達 也
議 員 大 西 尚 子

議 員 桂 川 融 己

説明のため出席した者の職・氏名

市 長 山 内 登
教 育 長 中 村 好 一
農 林 部 長 青 木 秀 史

副 市 長 田 口 広 宣
総 務 部 長 野 村 穰
農 務 課 長 中 島 康 裕

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田 添 誠
議会総務課主任主査 柿ヶ野 明 広

議会総務課長 細 江 隆 義

○委員長（田中喜登議員）

皆様、お疲れさまです。

ただいまから第4回総務産業建設常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しております。

なお、2番、3番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

このたび損害賠償の額を定めることについてということで追認をさせていただきたいと思っております。

本来ですと議会の議決を経た上で保険金の支払いをするというところが、事務上の手続のミスによって、議会の議決を経る前に支払いをしてしまったという案件でございます。まずもって心よりおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、担当部のほうから御説明をさせていただきますので、どうぞ御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

続きまして、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

お疲れさまです。

今、市長からお話がありました追認の議案につきましては、もう前から副市長、それから農林部長から事前に説明を受けておりまして、一応議長として了解しておりましたので、皆さん御理解いただきたいと思います。

令和4年の12月に起こったものが今頃かというようなところもありますので、よくその辺を質問していただきたいと思います。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめどといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は付託案件審査終了後に行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和6年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第88号 損害賠償の額を定めることについて（追認）について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第88号 損害賠償の額を定めることについて（追認）、説明をお願いいたします。

○農林部長（青木秀史）

議第88号 損害賠償の額を定めることについて（追認）。

先ほど本会議でも説明しましたとおり、事務手続の誤りにより追認議案となりました経緯について、私のほうから御説明します。

今回の損害賠償案件は50万円以上のため、損害賠償の額を定めることについて議会に上程し、議会の議決を得た上で損害賠償の相手方に支払うのが本来の流れとなります。しかし、今回の案件につきましては、議会の議決を経る前の8月22日、損害賠償の相手方に賠償額304万3,550円を支払ってしまったというものでございます。

なお、議会の議決を経ずに支払いをしてしまったため、手続誤りとして顧問弁護士に相談しましたところ、支払い後であっても議会の議決を経るべきと御助言をいただきましたので、本日、追認議案として上程させていただいたものでございます。

続きまして、このようになった理由について御説明します。

通常は、損害賠償案件が発生した場合、損害賠償の相手方と賠償内容について確認し、書類を作成して、保険会社に書類を送付すれば支払い手続は開始されます。

しかし、今回の案件は、担当者は書類を保険会社に送付した後、保険会社で内容が審査され、再度書類を提出して支払い手続に入るものと誤認識をしていたものでございます。

具体的には、1回目に送付した書類は審査用、その後、2回目の書類が支払い手続用として2回目の書類送付があるものと誤認識をしていたものでございます。このため、8月26日に振り込みされた通知が市役所に届いたことで、誤った事務処理であったことに気づいたものでございます。

事務処理手続の誤りと我々管理職のチェック不足により御迷惑をおかけすることとなり、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

次に、今後の再発防止策について申し上げます。

今回の案件は、担当者の思い違いにより誤った手続となったものでございます。このため、課長等を含め、係内で各担当の事務処理状況を確認するなど、事務手続について共有を図ることで再発防止に努めてまいります。

また、事故発生の原因となった道路掘削につきましても、確認不足により発生した事案であることから、事前の確認等をしっかり行うなど再発防止に努めてまいります。

また、本案件が発生しました令和4年12月の事故が発生した段階で、まずは一報として事案の発生と今後損害賠償が発生する旨の内容について、議会の皆様に報告すべきものを、その点を実施していなかったことにつきましても反省をし、この点につきましてもおわびを申し上げます。

それでは、内容について農務課長のほうから御説明申し上げます。

○農務課長（中島康裕）

それでは、私のほうから議第88号 損害賠償の額を定めることについて（追認）について説明させていただきます。

資料2ページをお願いいたします。

本件は、令和2年7月豪雨により、小坂町門坂地内の小坂第一用水の災害復旧現場において、市道門坂5号線沿いの歩道内に資材搬送用の索道のタワー設置のために掘削を行った際、国土交通省の情報ボックス内に設置されていたN T T ドコモの埋設光ケーブルを誤って切断したことにより、損害賠償が発生したものです。

1の概要にありますように、相手方は株式会社N T T ドコモ、示談内容は市側の過失割合を10割として、市は損害賠償金304万3,550円を支払うもので、支払い額については全額保険金による支払いです。過失割合につきましては、受注業者は市に対して着工時に2回、情報ボックス発見時に1回の計3回確認をしていましたが、市はN T T ケーブルの存在について考えが及ばず、また国交省の情報ボックスを撤去する際の高山国道事務所下呂維持出張所へ確認は行ったものの、市が再度関係機関の確認を行えば今回の事故は防げたことから、市の過失であると判断されます。また、本件による受注業者へのペナルティーはございません。

事故の概要は、発生年月日、令和4年12月1日の午後2時頃、発生場所、小坂町門坂地内です。工事名は、農災工第6号、小坂第一用水災害復旧工事、受注業者は細江土建株式会社です。

2. 経過でございますが、工事に先立ち令和3年6月、埋設物について受注者が小坂振興事務所に問い合わせ確認しております。

令和4年12月1日、索道タワーの設置のため掘削したところ、国交省の情報ボックスが発見され、市職員が現地確認後、高山国道事務所下呂維持出張所に確認した結果、国道41号移設に伴い切替え済みのため撤去してよいとの回答を得て業者に報告し、撤去作業が行われました。翌日2日の早朝、門坂地内でN T T ドコモの通信障害が発生し、このとき初めて情報ボックス内に設置されたN T T ドコモの埋設光ケーブルを誤って切断したことが判明しました。光ケーブルについては、同日午後に仮復旧を行い、本復旧については協議の結果、災害復旧工事完了後にN T T ドコモが行うこととなりました。令和5年2月27日、市の災害復旧工事が完了し、令和6年3月7日、N T T ドコモによる本復旧工事が完了しました。以下、3月22日にN T T ドコモから復旧費の見積書の送付を受け、4月8日に保険会社に関係書類を送付、8月22日に相手方へ保険金が振り込まれたものです。

私のほうは以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、議第88号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

今ほどの説明をいただきました。

まず、思うことだけ最初に述べさせていただきます、答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、令和4年12月1日に発生した事案ですね。その当時、12月以降、12月の定例会も開催されていたと思うんですね。その時点でもやはりこういった事案があったという報告はできはずなんです、なぜそのときにできなかったかなど。後の事務処理とかそれについてはすぐできないので、そういった発生があったという段階でどういうふうに解釈されたのかなと思うんですが、その辺について分かる範囲で結構ですけどお願いをしたい。そこが一番問題でないかなと思います。

それから始まって、やはり事務処理についても不備が生じたと。ここ12年間、議員をやらせていただいて、ずうっと数件いろんなことがあったわけですね。やはりそれも全部担当者が抱え込んでしまったと。上司にも報告、例えばの話が、上司への報告なり頼れない、上司も部下の仕事を把握していない。そういったことがこういった要件につながったのではないかなど。今までの数件のそういった事案から見ると思いますんで、対策については今後確認を取ったりして対応していくという答弁しか今までありません。今まで何回もあったんですけど、自分たちの部署は関係ないやろうというような感じになるのか分かりませんが、何とかその辺についてしっかりとした内部での上下関係の意思疎通を図っていただける職場にしていきたいと思いますが、その辺についてもお願いします。

○農林部長（青木秀史）

まず1点目でございます。

事案の報告がなぜされなかったのかということでございますが、この案件につきましては、損害賠償ということで、示談が2年前となりますけれども、示談が保険の関係も適用されてきますので、その辺について適用が、保険がどの割合になるのか、そういうことも含めて早急にお話ができるだろうということで、結局、保険の示談の内容が確定した段階で報告すればいいんだろうというような安易な考えがあったがために、今回のここまで引きずってしまったんだというふうに認識しております。本来であれば、工事も結局時間もかかってしまったということで、令和4年から今回のここまで来たんですけど、時間の時がたつのも長かったということもありますけれども、そういう認識の誤りがあったということで、ここまで遅くなってしまったんだというふうに思っております。

それから、質問の2点目、確認、対策について先ほど述べさせていただきましたが、やはり先ほど本会議でも御指摘ありましたように、上下関係の意思疎通というものがやはり一番重要であるということはいまも再認識といいますか、それをしっかりと肝に銘じて、管理職としてもしっかりやっていかなきゃならないということ、今回の事案をもって改めて再認識したところでございますので、そういった意味で、できるだけ意思疎通が図れるような職場をつくってまいりたいと思います。以上でございます。

○委員（今井政良議員）

ちょっと再確認なんですけれども、報告ということで、保険会社とかいろんな関係があって遅れたという今お答えをいただいたんですけど、最終的に部長なりが判断して報告されると思うんですね。担当者のほうから我々、また直接、管理者である市長や副市長に行くということはないと思うんですが、その辺の管理者としてそういった判断をされたということでもいいんですか。

○農林部長（青木秀史）

その辺のことについては、管理職である部長が判断をしたという認識でよいと思います。以上です。

○委員（今井政良議員）

それでは、再発防止の関係で、ぜひ今後あいつたことがあれば、報告も含めまして、早急に一応報告だけはしていただくと、やはりこういった経験を生かされて、今後担当者で抱え込んでしまうということもあり得ますので、やはり部下がどんな仕事をやっておるとか、部下の仕事を分かってやるということも上司の管理責任でありますので、どうかそういった職場にしてくださいようよろしくお願いします。これは農林部だけではありません。全ての部署におけることでもありますけれども、やはり部下から慕われる上司になっていただきたい、それだけです。以上です。

○総務部長（野村 穰）

ただいまは御指摘ありがとうございます。

私たち下呂市の職員は、下呂市職員行動指針というものをつくっておまして、毎朝、あるいは毎週1回ぐらい唱和しております。その中に法令とともにというのがございます。職務の遂行に当たっては、前例踏襲にとらわれることなく、根拠法令の確認を行います。自分の判断だけでなく、引継ぎ内容だけでなく、しっかり法令を確認して法令遵守するということを誓っております。

もう一つ、委員おっしゃいましたようにコミュニケーションということで、職場とともにというのがあります。組織の一員として服務規律を守り、報・連・相を心がけ、相互に信頼、協力します。やはり組織として上下関係もそうですが、仲間同士でも報告、連絡、相談、これを徹底するという、それは今も周知しておりますので、今後この行動指針、ますます徹底させて、こういうことがないように努めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（尾里集務議員）

今、13番議員と似たような話になるかと思いますが、そもそもこの工事内容というのが農務のほうの工事の中で、やはり工事としては農務の工事だったと思います。ただ、それに伴った工法として索道を張ってやるという工法の中で、この市道を掘ったというような工法の中で、やはり農務とはまたかけ離れて市道のほうというところの中で、やはり横の連携として、まずこの受注者が上下水道へ聞いたというのも、ちょっとその辺も不思議なんですけれども、やはり発注者として農務で分からなかったら、やはり建設に聞くなり、上下水道に聞くなりとした発注者側としてしっかりとそこまでの確認をしなかったというのは、今この経緯に当たったのかなとい

うことを思っております。

そういったことから、やはり工事としては農務ですけれども、その先ほど今、総務部長が言われたように、報告とか報・連・相をしっかりとしていれば、こういった経緯にならなかった、要は事故が起こらなかったかなということを思いますので、改めてまたそういったことも認識していただきたいなということを思いますので、しっかりと横の連携をしていただきたいなということも思います。

あと、もう一点いいですか。

今、保険で支払われたということになるんですが、今後この保険の掛金なんかは多分上がってくるのかなということをと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○農林部長（青木秀史）

まず1点目の横の連携でございます。

今の尾里委員おっしゃられるとおりでございます。最初、当初には索道による運搬ということ、当初設計には見ていなかったんですけれども、行くための林道等がちょっと閉鎖しているというようなことの中で設計変更をして索道で行くということに変更しました。そこから索道の工事設置までは十分時間があつたわけでございますので、当然道を掘れば何かある可能性はあるということで、その辺について確認を横の連携でしっかりやれば、こういったことにはまずなかったということだと思っておりますので、ちょっと横の連携が足りなかったということで、その辺をまず十分反省し、今後はこういったことのないように横の連携をしっかり取ってやっていきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございます。

保険金につきましては、保険会社のほうにもちょっと確認しましたが、保険金額が上がるということはありません。金額は同じということでございます。以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第88号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

以上で議第88号について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第88号 損害賠償の額を定めることについて（追認）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第88号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午後4時15分 終了